

栃木県公報

平成20年
12月26日(金)
号外
第133号

目次

条 例

栃木県統計調査条例の制定	4
栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	7
栃木県手数料条例の一部改正	14
とちぎ男女共同参画センター設置、管理及び使用料条例の一部改正	16
とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例の一部改正	16
とちぎ健康づくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正	18
とちぎ福祉プラザ設置、管理及び使用料条例の一部改正	19
とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正	20
栃木県子ども総合科学館条例の一部改正	21
栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部改正	22
栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部改正	22
栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	23
栃木県屋外広告物条例の一部改正	25
栃木県都市公園条例の一部改正	26
栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	29
栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正	29
栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	30
北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正	33
栃木県交通安全教育センター設置、管理及び使用料条例の一部改正	33
職員の給与に関する条例等の一部改正	34
職員等の旅費に関する条例の一部改正	38

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県統計調査条例の制定（栃木県条例第48号）

統計法の全部改正に伴い、県統計調査に関し必要な事項を定めるため、栃木県統計調査条例の全部を改正することとしました。

1 定義（第2条関係）

次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとすることとしました。

- (1) 県統計調査 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査
- (2) 県基幹統計調査 県統計調査のうち特に重要なものであって、知事等が規則で定めるもの

2 報告義務（第3条関係）

- (1) 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができることとしました。
- (2) 報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならないこととしました。

3 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるため、資料の提出を求め、又は職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとしました。（第5条関係）

4 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、個

人又は法人その他の団体の情報を取得してはならないこととしました。(第6条関係)

- 5 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりませんこととしました。(第7条関係)
 - 6 知事等は、統計の作成等を行う場合には、県統計調査に係る調査票情報を利用することができることとしました。(第8条関係)
 - 7 知事等は、国の行政機関等が統計の作成等を行う場合には、県統計調査に係る調査票情報を提供することができることとしました。(第9条関係)
 - 8 調査票情報の提供を受けた者等は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととしました。(第10条関係)
 - 9 調査票情報の提供を受けた者等は、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこととしました。
 - 10 調査票情報の提供を受けた者等は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこととしました。(以上第11条関係)
 - 11 罰則(第13条～第16条関係)
 - (1) 4又は9に違反した者に対する罰則を設けることとしました。
 - (2) 調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為に対する罰則を設けることとしました。
 - (3) 2の報告を求められた者の報告を妨げた者等に対する罰則を設けることとしました。
 - (4) 2の報告を拒む等した者又は3の立入検査を拒む等した者に対する罰則を設けることとしました。
 - 12 施行期日等
 - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 栃木県個人情報保護条例について、所要の規定の整備をすることとしました。
- ◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**(栃木県条例第49号)
- 1 栃木県権限移譲推進計画に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
 - 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上第3条、別表第1及び別表第2関係)
 - 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、平成21年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇**栃木県手数料条例の一部改正**(栃木県条例第50号)
- 1 政治資金規正法の一部改正に伴い、収支報告書等の写しの交付手数料を新設することとしました。
 - 2 行政処分を受けた准看護師に対する再教育研修の実施手数料等を新設することとしました。(以上別表第1関係)
 - 3 この条例は、一部を除き、平成21年1月1日から施行することとしました。
- ◇**とちぎ男女共同参画センター設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第51号)
- 1 とちぎ男女共同参画センターに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。(題名、第9条～第13条及び別表関係)
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。
- ◇**とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第52号)
- 1 とちぎ青少年センターに利用料金制度を導入すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。(題名、第9条～第13条及び別表関係)
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。
- ◇**とちぎ健康づくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第53号)
- 1 とちぎ健康づくりセンターに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第11条、第14条、第15条及び別表第1～別表第3関係)
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。
- ◇**とちぎ福祉プラザ設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第54号)
- 1 とちぎ福祉プラザに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。(題名、第9条～第13条及び別表関係)
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。
- ◇**とちぎ生きがいがづくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正**(栃木県条例第55号)
- 1 とちぎ生きがいがづくりセンターに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第5条、第9条の2及び第9条の3関係)
 - 2 この条例は、平成21年10月1日から施行することとしました。

◇栃木県子ども総合科学館条例の一部改正（栃木県条例第56号）

- 1 栃木県子ども総合科学館に利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条～第5条、第9条の2、第9条の3及び別表関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第57号）

- 1 利用の許可の対象に附属設備及び器具を加えること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条、第3条、第7条の3、第8条、別表第1及び別表第2関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部改正（栃木県条例第58号）

- 1 栃木県なかがわ水遊園の観覧料について、年間利用券の基準額を定めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県道路占用料徴収条例の一部改正（栃木県条例第59号）

- 1 道路占用料の徴収区分及び額を改定することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表関係）
- 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県屋外広告物条例の一部改正（栃木県条例第60号）

- 1 屋外広告物法第28条に規定する事務を新たに日光市が処理することとしました。（第30条の3関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、規則で定める日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県都市公園条例の一部改正（栃木県条例第61号）

- 1 県が設置する都市公園について、利用料金制度の対象施設を拡大すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（第7条、第12条、別表第1及び別表第2関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正（栃木県条例第62号）

- 1 義務教育等教員特別手当の支給月額限度額を15,900円（現行20,200円）に改定することとしました。（第9条の6関係）
- 2 この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

◇栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正（栃木県条例第63号）

- 1 鹿沼市に栃木県立鹿沼南高等学校を設置することとしました。
- 2 栃木県立鹿沼農業高等学校及び栃木県立粟野高等学校を廃止することとしました。（以上別表関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。ただし、2は、平成23年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正（栃木県条例第64号）

- 1 県が設置する体育施設に利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第10条、第13条、第14条及び別表関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正（栃木県条例第65号）

- 1 北那須水道用水供給事業に係る水道料金について、基本料金を廃止するとともに、使用料金を改定することとしました。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県交通安全教育センター設置、管理及び使用料条例の一部改正（栃木県条例第66号）

- 1 栃木県交通安全教育センターに利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名、第4条～第8条及び別表関係）
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第67号）

- 1 初任給調整手当の改定（職員の給与に関する条例第9条の3関係）
医師及び歯科医師に係る支給月額限度額を410,900円（現行306,900円）に改定することとしました。
- 2 地域手当の改定（職員の給与に関する条例第11条の2関係）
栃木県の区域内における支給割合を100分の2.5（現行100分の4.5以内）に改定することとしました。
- 3 通勤手当の改定（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3関係）
 - (1) 自動車等使用に係る通勤手当の支給額を、平成20年度に限り引き上げることとしました。

(2) 平成21年度以降の自動車等使用に係る通勤手当の支給額を、引き下げることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。ただし、3(1)は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員等の旅費に関する条例の一部改正（栃木県条例第68号）

1 職員が住所等から直ちに旅行する場合の旅費の取扱いに関し必要な事項を定めるため、所要の規定の整備をすることとしました。（第10条の2及び第27条の2関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県統計調査条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十八号

栃木県統計調査条例

栃木県統計調査条例（昭和二十五年栃木県条例第六十七号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づき命令に定めるもののほか、県統計調査に関し必要な事項を定めることにより、県政の適切な運営に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 知事等がその内部において行うもの
- 二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- 四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事等が規則で定めるものをいう。

3 前項の規則には、当該県基幹統計調査の目的、範囲、事項、方法その他必要な事項を定めるものとする。

（報告義務）

第三条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第四条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県基幹統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第五条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

第六条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第七条 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第八条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第二条第十一项に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第九条 知事等は、国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として知事が規則で定める者が、統計の作成等を行い、又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

る。

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

一 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誑かせるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

一 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十四条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

一 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反

するものたらしめる行為をした者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県統計調査条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる県統計調査（報告の基準となる期日又は期間の初日が施行日以後であるものに限る。）について適用する。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県個人情報保護条例の一部改正)

- 4 栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第五十三条第一項各号を次のように改める。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第十一項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第八項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに行政記録情報（同法第五十二条第一項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(栃木県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の栃木県個人情報保護条例第五十三条第一項の規定は、法附則第九条第三項ただし書に規定する情報については、適用しない。

(統計課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十九号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十九の五の項、二十九の六の項、三十三の項」を「二十九の六の項、二十九の七の項、三十三の項、三十五の七の項、三十五の八の項」に改める。

別表第一の二の項中「栃木県統計調査条例（昭和二十五年栃木県条例第六十七号）」を「栃木県統計調査条例（平成二十年栃木県条例第四十八号）」に改め、同表六の二の項及び六の三の項中「小山市」の下に「、真岡市、大田原市」を、「矢板市」の下に「、那須塩原市」を加え、同表十の項の次に次のように加える。

<p>十の二 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、同条例第三十二条の規定による地域の指定</p>	<p>足利市及び小山市</p>
---	-----------------

別表第一の十二の項の次に次のように加える。

<p>十二の二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下この項において「法」という。） 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号。以下この項において「省令」という。）及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省、建設省告示第一号。以下この項において「告示」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第三条第一項の規定による地域の指定 (二) 法第三条第二項の規定による意見の聴取 (三) 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示 (四) 法第四条第一項の規定による規制基準の設定 (五) 法第十八条第一項の規定による常時監視 (六) 法第十九条の規定による公表 (七) 法第二十二條の規定による協力要請及び意見の陳述 (八) 省令第四条の規定による協議及び限度の設定 (九) 省令別表備考の規定による区域の指定 (十) 告示別表第一号の規定による区域の指定</p>	<p>足利市及び小山市</p>
---	-----------------

<p>十二の三 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第三条の規定による規制地域の指定 (二) 法第四条の規定による規制基準の設定 (三) 法第五条の規定による意見の聴取 (四) 法第六条の規定による公示 (五) 法第九条の規定による要請の受理 (六) 法第二十一条第一項の規定による協力要請</p>	<p>足利市及び小山市</p>
--	-----------------

- 十二の四 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (一) 法第三条第一項の規定による地域の指定
 - (二) 法第三条第二項の規定による意見の聴取
 - (三) 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示
 - (四) 法第四条第一項の規定による規制基準の設定
 - (五) 法第二十条の規定による協力要請及び意見の陳述
 - (六) 規則第十二条ただし書の規定による協議及び限度の設定
 - (七) 規則別表第一付表第一号及び別表第二備考1の規定による区域の指定
 - (八) 規則別表第二備考2の規定による時間の指定

足利市及び小山市

別表第一の十三の項中「鹿沼市」の下に「、日光市」を加え、同表二十八の二の項中「野木町」を「栃木市、野木町及び大平町」に改め、同表二十九の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「及び第十二号」を「から第八号まで及び第十四号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

- (六) 法第七条第一項第三号、第四号及び第六号の規定による小作地の指定
- (七) 法第七条第一項第七号の規定による承認

別表第一の二十九の二の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「及び第十二号」を「から第八号まで及び第十四号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

- (六) 法第七条第一項第三号、第四号及び第六号の規定による小作地の指定
- (七) 法第七条第一項第七号の規定による承認

別表第一の二十九の二の項中「及び小山市」を「、栃木市及び小山市（第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、栃木市に限る。）」に改め、同表二十九の三の項中「足利市」の下に「、栃木市」を加え、同表中二十九の七の項を二十九の八の項とし、二十九の六の項を二十九の七の項とし、同表二十九の五の項中「栃木市」の下に「、大田原市、那須塩原市」を、「野木町」の下に「、大平町」を加え、同項を同表二十九の六の項とし、同表中二十九の四の項を二十九の五の項とし、二十九の三の項の次に次のように加える。

二十九の四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五） 宇都宮市及び栃

<p>十八号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 第十五条の二第一項の規定による許可 (二) 第十五条の二第六項の規定による意見の聴取 (三) 第十五条の三の規定による開発行為の中止その他の措置の命令 (四) 第十五条の四第一項の規定による勧告 (五) 第十五条の四第二項の規定による公表 	<p>木市</p>
---	-----------

別表第一の三十一の二の項中「栃木市」の下に「、日光市」を加え、同表三十二の項及び三十二の二の項中「鹿沼市」の下に「、日光市」を加え、同表三十三の項中「佐野市」の下に「、日光市」を加え、同表三十五の六の項中「那須町」を「市町」に改め、同項を同表三十五の七の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十五の八 栃木県屋外広告物条例（昭和三十九年栃木県条例第六十四号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 条例第五条、第八条第四項から第六項まで及び第九条第二項の規定による許可 (二) 条例第十三条第三項の規定による期間の更新 (三) 条例第十四条第一項の規定による許可 (四) 条例第十八条第一項の規定による届出の受理 (五) 条例第十九条第一項の規定による表示の停止その他の措置の命令 (六) 条例第十九条第二項の規定による措置 (七) 条例第十九条第三項の規定による公告 (八) 条例第二十条の規定による許可の取消し (九) 条例第二十一条の二第二項の規定による閲覧の実施 (十) 条例第二十一条の三の規定による意見の聴取 (十一) 条例第二十一条の六の規定による返還 (十二) 条例第二十四条の規定による届出の受理 (十三) 条例第二十九条の四第一項の規定による報告の徴収、立入検査等 (十四) 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づき事務であつて別に規則で定めるもの 	<p>市町（日光市及び那須町を除く。）</p>
<p>三十五の九 都市緑地法（昭和三十八年法律第七十二号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 法第二十四条第五項（法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による認可 (二) 法第二十五条第一項（法第二十八条において準用する場合を含 	<p>宇都宮市</p>

<ul style="list-style-type: none"> む。)の規定による公告及び縦覧 (三) 法第二十五条第二項(法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理 (四) 法第二十七条(法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による公告等 (五) 法第六十八条第一項の規定による緑地管理機構の指定 (六) 法第六十八条第二項の規定による公示 (七) 法第六十八条第三項の規定による届出の受理 (八) 法第六十八条第四項の規定による公示 (九) 法第七十一条の規定による命令 (十) 法第七十二条第一項の規定による指定の取消し (十一) 法第七十二条第二項の規定による公示 	
--	--

別表第一の三十五の五の項の次に次のように加える。

<p>三十五の六 都市再開発法(以下この項において「法」という。)、都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この項において「政令」という。)及び都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 法第七条の九第一項の規定による認可 (二) 法第七条の九第三項(法第七条の十六第二項、第十一条第四項、第三十八条第二項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取 (三) 法第七条の十五第一項(法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付 (四) 法第七条の十六第一項及び第七条の十七第四項の規定による認可 (五) 法第七条の十七第七項の規定による届出の受理 (六) 法第七条の十七第八項の規定による公告 (七) 法第七条の十九第一項の規定による承認 (八) 法第七条の二十第一項及び第十一条第一項から第三項までの規定による認可 (九) 法第十六条第一項(法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧の指示 	宇都宮市
---	------

- (十) 法第十六条第二項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- (十一) 法第十六条第三項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知
- (十二) 法第十六条第五項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による修正の申告の受理
- (十三) 法第十九条第一項及び第二項（これらの規定を法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (十四) 法第二十七条第四項第三号の規定による報告の受理
- (十五) 法第二十七条第八項の規定による事業報告書等の受理
- (十六) 法第二十八条第一項の規定による届出の受理
- (十七) 法第二十八条第二項の規定による公告
- (十八) 法第三十八条第一項及び第四十五条第四項の規定による認可
- (十九) 法第四十五条第六項の規定による公告
- (二十) 法第四十八条の二第三項及び第四項の規定による意見の陳述等
- (二十一) 法第四十九条の規定による承認
- (二十二) 法第五十条の二第一項の規定による認可
- (二十三) 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- (二十四) 法第五十条の九第一項及び第五十条の十二第一項の規定による認可
- (二十五) 法第五十条の十四第一項の規定による承認
- (二十六) 法第五十条の十五第一項及び第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可
- (二十七) 法第九十九条の三第三項（法第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認
- (二十八) 法第九十九条の八第五項において準用する法第九十八条第二項の規定による代執行
- (二十九) 法第一百十二条の規定による決定
- (三十) 法第一百三十三条の規定による公告
- (三十一) 法第一百四十四条の規定による事業の代行

(三十二)	法第一百七十七条第一項の規定による公告
(三十三)	法第二百二十四条第三項の規定による命令
(三十四)	法第二百二十四条の二第一項の規定による検査及び命令
(三十五)	法第二百二十四条の二第二項の規定による認可の取消し
(三十六)	法第二百二十四条の二第三項の規定による公告
(三十七)	法第二百二十五条第一項及び第二項の規定による検査
(三十八)	法第二百二十五条第三項の規定による命令
(三十九)	法第二百二十五条第四項の規定による認可の取消し
(四十)	法第二百二十五条第五項の規定による総会等の招集
(四十一)	法第二百二十五条第六項の規定による投票の実施
(四十二)	法第二百二十五条第七項の規定による議決等の取消し
(四十三)	法第二百二十五条の二第一項及び第二項の規定による検査
(四十四)	法第二百二十五条の二第三項の規定による命令
(四十五)	法第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し
(四十六)	法第二百二十五条の二第五項の規定による公告
(四十七)	法第二百二十八条第一項の規定による審査請求に関する事務
(四十八)	法第三百二十二条第一項の規定による認可
(四十九)	政令第四条の二第三項（政令第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による承認
(五十)	政令第五十二条第二項の規定による認定
(五十一)	省令第三十九条第二項、第三項及び第五項の規定による掲示

別表第一の三十六の三の項及び三十六の四の項中「日光市」を「栃木市及び日光市」に改め、同表三十七の項から三十八の項までの規定中「鹿沼市」の下に「、日光市」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>三十八の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第十二条第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>(二) 法第十二条第三項の規定による命令</p> <p>(三) 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収、立入検査等</p>	市町
---	----

別表第一の三十九の項中「鹿沼市」の下に「、日光市」を加え、同表四十の項中「、道路法」を「及び道路法」に改め、「及び国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第一号に規定する公共用財産（河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法が適用又は準用される河川を除く。）又は道路（道路法が適用される道路を除く。）の用に供されているものに限る。）」及び「、国土交通大臣の所管に属し、かつ」を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同表四

十二の項中「国有財産法（ ）の下に「昭和二十三年法律第七十三号。」を加える。

別表第二の二十七の項第二号中「受理等」を「受理」に改め、同項中第三号を第九号とし、第二号の次に次の六号を加える。

- (三) 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による命令
- (四) 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収、立入検査等
- (五) 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による命令
- (六) 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収、立入検査等
- (七) 法第二十二條第六項の規定による命令
- (八) 法第二十二條第七項において準用する法第二十條第二項の規定による公示

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の四十の項及び四十二の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一に三十五の八の項を加える改正規定（日光市に係る部分に限る。） 規則で定める日

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄及び別表第二に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の上欄に掲げる事務にあつては同表の下欄に掲げる市町村の長、新条例別表第二に掲げる事務にあつては宇都宮市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村長のした処分その他の行為又は当該市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革推進室）

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中二十四の二の項を二十四の三の項とし、二十四の項の次に次のように加える。

二十四の二 政治資金規正法（昭和二 一枚につき十円

十三年法律第百九十四号) 第二十条 の二第二項の規定に基づく報告書等 の写しの交付	
---	--

別表第一の百十三の項の次に次のように加える。

百十三の二 保健師助産師看護師法第 十五条の二第二項の規定に基づく准 看護師再教育研修の実施	次に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 1 保健師助産師看護師法第十四条第二項第一号 に掲げる処分を受けた者に対する研修 四万二 千円 2 保健師助産師看護師法第十四条第二項第二号 に掲げる処分を受けた者又は同条第三項の規定 により准看護師に係る再免許を受けようとする 者に対する研修 七万六千円
百十三の三 保健師助産師看護師法第 十五条の二第四項の規定に基づく准 看護師再教育研修を修了した旨の登 録の申請に対する審査	五千六百元
百十三の四 保健師助産師看護師法第 十五条の二第五項の規定に基づく准 看護師再教育研修修了登録証の書換 え	三千四百円
百十三の五 保健師助産師看護師法第 十五条の二第五項の規定に基づく准 看護師再教育研修修了登録証の再交 付	四千五百円

別表第一の四百二十の項を次のように改める。

四百二十 削除	
---------	--

別表第一の四百二十の二の項中「栃木県屋外広告物条例」の下に「(昭和三十九年栃木県条
例第六十四号)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、別表第一の四百二十の項の改正
規定及び同表四百二十の二の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(文書学事課)

とちぎ男女共同参画センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十一号

とちぎ男女共同参画センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

とちぎ男女共同参画センター設置、管理及び使用料条例（平成七年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例

第九条から第十三条までを次のように改める。

（利用料金）

第九条 有料施設等を利用しようとする者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

（利用料金の免除等）

第十条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

第十一条から第十三条まで 削除

別表1施設使用料の項中「施設使用料」を「施設の利用料金の基準額」に改め、同表2附属設備及び器具使用料の項中「空調設備及び器具使用料」を「空調設備及び器具の利用料金の基準額」に、「**一 使用料**」を「**一 基準額**」に改め、同表備考1中「施設使用料の額」を「施設の利用料金の基準額」に改め、同表備考2中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同表備考3中「施設使用料の額」を「施設の利用料金の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十二号

とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

とちぎ青少年センター設置、管理及び使用料条例（平成十三年栃木県条例第四号）の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

とちぎ青少年センター設置及び管理条例

第九条から第十三条までを次のように改める。

(利用料金)

第九条 有料施設等を利用しようとする者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

(利用料金の免除等)

第十条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

第十一条から第十三条まで 削除

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第9条関係）

1 施設の利用料金の基準額

(1) 研修室等

施設区分	利用時間区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで
第 1 研 修 室		12,300円	16,400円	16,400円
第 2 研 修 室		6,000円	8,000円	8,000円
第 3 研 修 室		6,000円	8,000円	8,000円
和 室		4,800円	6,400円	6,400円
第 1 音 楽 室		5,700円	7,600円	7,600円
第 2 音 楽 室		4,500円	6,000円	6,000円
多 目 的 ホ ー ル		18,600円	24,800円	24,800円

(2) 調理室

施設区分	利用時間区分	午前9時から	午後3時から
		午後2時まで	午後8時まで
調 理 室		8,500円	8,500円

(3) 宿泊室

施設区分	基準額
宿 泊 室	1人1泊につき 5,000円

2 附属設備及び器具の利用料金の基準額

区 分	基 準 額
規則で定める附属設備及び器具	規則で定める額

別表備考1中「施設使用料の額」を「施設の利用料金の基準額」に改め、別表備考2中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、別表備考3中「施設使用料」を「施設の利用料金の基準額」に改め、別表備考に次のように加える。

- 4 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の基準額は、利用者1人1泊につき3,000円とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(青少年男女共同参画課)

とちぎ健康づくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十三号

とちぎ健康づくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

とちぎ健康づくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成八年栃木県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に改め、「又は」の下に「第十四条第二項に規定する」を加える。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「体力測定又は講座」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(利用料金)

第十四条 別表第一に掲げる施設の利用者及び許可利用者は、当該利用に係る料金（以下「施設利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 知事が別に定めるところにより行う体力測定又は講座を受けようとする者は、体力測定の受検料又は講座の受講料を指定管理者に支払わなければならない。

3 施設利用料又は前項の受検料若しくは受講料（以下「利用料金」という。）は、別表第一から別表第三までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。

(利用料金の免除等)

第十五条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は寄付することができる。

別表第一中「(第3条、第11条関係)」を「(第3条、第14条関係)」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表備考を削る。

別表第二中「(第4条、第11条関係)」を「(第4条、第14条関係)」に改め、同表1施設使用料の項中「施設使用料」を「施設の利用料金の基準額」に、

「使用料」を「基準額」に改め、同表2附属設備使用料の項中「附属設備使用料」を「附属設備の利用料金の基準額」に、

「使用料」を「基準額」に改め、同表備考中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3 (第11条、第14条関係)

区分	単位	使用料	基準額
健康度測定	1人1回	12,000円	—
体力測定	1人1回	—	1,000円
講座	1人1講座	—	10,000円以内で知事が別に定める額

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

とちぎ福祉プラザ設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十四号

とちぎ福祉プラザ設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

とちぎ福祉プラザ設置、管理及び使用料条例(平成十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例

第九条から第十三条までを次のように改める。

(利用料金)

第九条 有料施設等を利用しようとする者は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

(利用料金の免除等)

第十条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

第十一条から第十三条まで 削除

別表1施設使用料の項中「施設使用料」を「施設の利用料金の基準額」に改め、同表2附属設備及び器具使用料の項中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具の利用料金の基準額」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表備考1中「施設使用料の額」を「施設の利用料金の基準額」に改め、同表備考2中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同表備考3中「施設使用料」を「施設の利用料金の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(医事厚生課)

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十五号

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成八年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第九条の次に次の二条を加える。

(大学の授業料)

第九条の二 大学校に入学した者は、授業料を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の授業料の基準額は、年額一万八千円とする。

3 授業料は、前項の基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該授業料について知事の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、授業料をその収入として収受する。

(授業料の還付)

第九条の三 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、授業料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十六号

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例

栃木県子ども総合科学館条例(昭和六十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第九条の次に次の二条を加える。

(利用料金)

第九条の二 科学館の展示物を観覧するため科学館に入館しようとする者は、観覧料を指定管理者に支払わなければならない。

2 科学館の遊具を利用しようとする者は、当該利用に係る料金(以下「遊具利用料」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)第二条に規定することもの日における第一項の観覧料及び遊具利用料(以下「利用料金」という。)は、無料とする。

4 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に二・〇を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。

(利用料金の免除等)

第九条の三 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

別表を次のように改める。

別表(第9条の2関係)

区 分		大人	小人	
観覧料の基準額	展 示 室	1人1日につき	520円	210円
	プラネタリウム	1人1回につき	210円	100円
遊具利用料の基準額	自 転 車	1人1時間につき	210円	100円
	ミニ機関車	1人1回につき	210円	100円

備考 小人とは、満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(こども政策課)

栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五十七号

栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例（昭和六十三年栃木県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に、「施設（以下「有料施設」を「施設並びに別表第二に掲げる附属設備及び器具（以下「有料施設等」に改める。

第三条第二号中「施設」を「展示館の施設（附属設備及び器具を含む。以下同じ。）」に改める。

第七条の三第二号中「有料施設」を「有料施設等」に改める。

第八条第二項中「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第2（第8条関係）

区 分	基 準 額
規則で定める附属設備及び器具	規 則 で 定 め る 額

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(観光交流課)

栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五十八号

栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例（平成十三年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条の2関係）

区 分	基 準 額 (1 人 につ き)	
	普 通 利 用 券	年 間 利 用 券
大 人	600円	2,400円
小 人	250円	1,000円

備考

- 1 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 2 普通利用券とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
- 3 年間利用券とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(生産振興課)

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十九号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例（昭和二十八年栃木県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		占 用 料 (単 位 円)		
		単 位	所 在 地	
			市	町
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630	530
	第2種電柱		970	820
	第3種電柱		1,300	1,100
	第1種電話柱		560	480
	第2種電話柱		900	760
	第3種電話柱		1,200	1,000
	その他の柱類		56	48
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	6
地下に設ける電線その他の線類	3	3		

		路上に設ける変圧器	1個につき1年	550	470
		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340	290
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	950
		郵便差出箱及び信書便差出箱		470	400
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950
法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	29
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	43
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	57
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	86
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	200
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	290
		外径が1メートル以上のもの		670	570
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A×0.004	
		階数が2のもの		A×0.006	
		階数が3以上のもの		A×0.008	
	上空に設ける通路			1,000	510
	地下に設ける通路			600	310
その他のもの		1,100	950		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20	10	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200	100	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」と	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	100
		その他のもの	表示面積1平方	2,000	1,000

いう。) 第7条第1号に掲げる物件		メートルにつき1年		
	標識		1本につき1年	900 760
	旗ざお		1本につき1月	200 100
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20 10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200 100
アーチ		1基につき1月	2,000 1,000	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	100
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			110	95
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.014$	$A \times 0.018$
	その他のもの		$A \times 0.01$	$A \times 0.013$
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.014$	$A \times 0.018$
	その他のもの		$A \times 0.025$	
令第7条第9号に掲げる器具			$A \times 0.025$	
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		$A \times 0.014$	$A \times 0.018$
	その他のもの	$A \times 0.025$		

別表の備考第六号中「第7条第9号及び第10号」と「第7条第10号及び第11号」とを改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(道路関係課)

栃木県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十号

栃木県屋外広告物条例の一部を改正する条例

栃木県屋外広告物条例(昭和三十九年栃木県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第七号中「及び景観法」を「並びに景観法」に、「市町村」を「市町村及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一

項の認定市町村である市町村（いずれも）に、「市町村」を「市町村等」に、「市町村の」を「市町村等の」に改める。

第三十条の三の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「那須町」を「日光市及び那須町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十条の三の改正規定（「市町村」を「市町村等」に改める部分を除く。）及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画課)

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十一号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

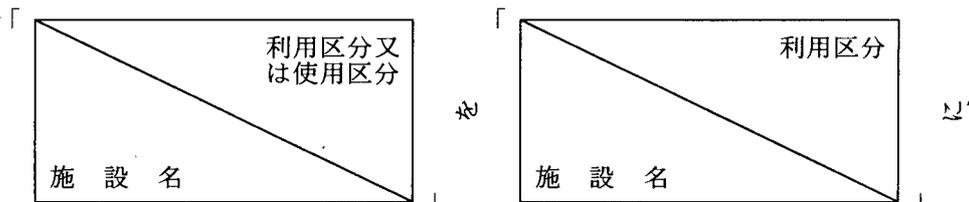
第七条第三項中「水上アスレチック施設」の下に「、ローラースケート場」を、「教養施設」の下に「、展望施設、園内移動用施設」を加える。

第十二条第一項中「又は栃木県鬼怒グリーンパークのパークゴルフ場」を削る。

別表第一の2栃木県井頭公園の部(1)運動施設の項イ特殊利用料金の基準額の表中「5壘場の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。」を「10壘場の額」に、「アマチュア」を「アマチュア」に、「31,500円に」を「1日の一般利用料金の10壘場の額に」に、「31,500円と」を「当該10壘場の額と」に改め、同部(3)遊戯施設の項の表を次のように改める。

施設名	単位	基準額	備考
ボート	ペダル式	1回	1回とは、30分の利用をいう。
	オール式	1回	
つり池	大池	1日	1日とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
	小池	1日	
	マス池	1日	

別表第一の3栃木県鬼怒グリーンパークの部(1)運動施設の項中「又は一般使用料」を削り、同項ア施設名及び一般利用料金の基準額又は一般使用料の表中



「 個人利用又は個人使用の場合 」 や 「 個人利用の場合 」 』 「 基準額又は使用料 」 や 「 基準額 」

水上アスレチック施設	1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	310円
					小学生及び中学生 1人	150円

水上アスレチック施設	1周	-	-	-	高校生及び大人 1人	310円
					小学生及び中学生 1人	150円
ローラースケート場	1回	-	-	-	高校生及び大人 1人	200円
					小学生及び中学生 1人	100円

改め、回費へ特殊利用料金の基準額の表中「5割増の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。」や「10割増の額」』 「31,500円に」や「1日の一般利用料金の10割増の額に」』 「31,500円と」や「当該10割増の額と」』改め、回費備考を次のように改める。

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
- (2) 午後とは、午後零時から午後6時までをいう。
- (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時まで（パークゴルフ場にあつては、午前9時から午後4時30分まで）をいう。
- (4) 1回とは、60分の利用をいう。

別表第1の5栃木県那須野が原公園の部(運動施設)の項へ特殊利用料金の基準額の表中「5割増の額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。」や「10割増の額」』 「31,500円に」や「1日の一般利用料金の10割増の額に」』 「31,500円と」や「当該10割増の額と」』改め、回費の備品の項の表を次のように改める。

品 目	単 位	基 準 額	備 考
コインロッカー	1 回	20円	翌日にわたつては利用できない。
コイン式シャワー	1 回	100円	-
コイン式洗濯機	1 回	200円	-
コイン式乾燥機	1 回	100円	-
コイン式望遠鏡	1 回	100円	-

別表第1の5栃木県那須野が原公園の部に次のように加える。

- (4) 休養施設

施 設 名	利用区分	単 位	基 準 額
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿 泊	1区画1泊 2,500円
	オートキャンプサイト	宿 泊	1区画1泊 4,500円
	キャビン(4人用)	宿 泊	1棟1泊 18,000円
	キャビン(8人用)	宿 泊	1棟1泊 29,400円
	デイキャンプサイト	日 帰 り	1区画1回 2,500円

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前10時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。
- (5) 展望施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
サンサタワー	1 回	高 校 生 及 び 大 人	300円
		3 歳 以 上 中 学 生 以 下	150円

別表第1の6 栃木県みかほ三公園の船と遊ぶのもつと長くなる。

(3) 園内移動用施設

施 設 名	単 位	利 用 者 区 分	基 準 額
フラワートレイン	1 日	高 校 生 及 び 大 人	500円
		3 歳 以 上 中 学 生 以 下	300円

別表第1の8 栃木県日光たけや三公園の船と遊ぶのもつと長くなる。に次のものに加える。

(2) 休養施設

施 設 名	利用区分	単 位	基 準 額
オートキャンプ場	フリーテントサイト	宿 泊	1区画1泊 2,500円
	オートキャンプサイト	宿 泊	1区画1泊 4,500円
		日 帰 り	1区画1回 2,500円
	キャンピングカーサイト	宿 泊	1区画1泊 5,500円
	トレーラーハウス(5人用)	宿 泊	1棟1泊 16,000円
	トレーラーハウス(8人用)	宿 泊	1棟1泊 22,400円

備考 利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、利用開始日の午後1時から利用終了日の午前10時までの利用をいう。
- (2) 日帰りとは、午前11時から午後4時までにおける利用で、宿泊でないものをいう。
- (3) 備 品

品 目	単 位	基 準 額
コイン式シャワー	1 回	100円
コイン式洗濯機	1 回	200円
コイン式乾燥機	1 回	100円

別表第一の2公園施設を管理する場合の部中

駐 車 場	知 事 が 別 に 定 め る 額	を
つ り 池		
管 理 事 務 所		
詰 所		
ロ ー ラ ー ス ケ ー ト 場		
オ ー ト キ ャ ンプ 場		

駐 車 場	知 事 が 別 に 定 め る 額	を
管 理 事 務 所		
詰 所		

改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(都市整備課)

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十二号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の六第三項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十三号

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼農業高等学校の項の次に次のように加える。

栃木県立鹿沼特別高等学校	鹿沼市
--------------	-----

第二条 栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の2高等学校の部栃木県立鹿沼農業高等学校の項及び栃木県立栗野高等学校の項を削る。

附 則

- この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 栃木県立鹿沼農業高等学校及び栃木県立栗野高等学校は、第二条の規定による改正後の栃木県立学校の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（教育委員会事務局教職員課）

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十四号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「利用者」を「栃木県グリーンスタジアムの許可利用者」に改める。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（利用料金）

第十三条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

（利用料金の免除等）

第十四条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

別表中「(第10条関係)」を「(第10条、第13条関係)」に改め、同表1栃木県体育館使用料の部中「栃木県体育館使用料」を「栃木県体育館の利用料金の基準額」に改め、同部(1)運動施設使用料の款中「運動施設使用料」を「運動施設」に改め、同部(2)会議室使用料の款中「会議室使用料」を「会議室」に改め、同部(3)附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」と、「 | 使 用 料 |」を「 | 基 準 額 |」に改め、同部備考第三項中「使用料は」を「利用料金の基準額は」と、「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同部備考第四項及び第五項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、同部備考第六項を削り、同表2栃木県立日光霧降アイスアリーナ使用料の部中「栃木県立日光霧降アイスアリーナ使用料」を「栃木県立日光霧降アイスアリーナの利用料金の基準額」に改め、同部(1)競技場使用料の款中「競技場使用料」を「競技場」に改め、同款ア普通利用の場合の項を次のように改める。

ア 普通利用の場合

区 分	大人(1人につき)	小人(1人につき)
一般利用券による普通利用の場合	1,280円	640円
期間利用券による普通利用の場合	19,200円	9,660円

別表2栃木県立日光霧降アイスアリーナ使用料の部(2)会議室使用料の款中「会議室使用料」を「会議室」に改め、同部(3)附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」と、「 | 使 用 料 |」を「 | 基 準 額 |」に改め、同部備考第一項中「、団体利用券、回数利用券」及び「及び共通利用券」を削り、同部備考中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、同部備考第八項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、同項を同部備考第五項とし、同部備考第九項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、同項を同部備考第六項とし、同部備考第十項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、同項を同部備考第七項とし、同表3栃木県グリーンスタジアム使用料の部(1)運動施設使用料の款中「運動施設使用料」を「運動施設」に改め、同部(2)会議室使用料の款中「会議室使用料」を「会議室」に改め、同部(3)附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」に改め、同表4栃木県立県南体育館使用料の部中「栃木県立県南体育館使用料」を「栃木県立県南体育館の利用料金の基準額」に改め、同部(1)運動施設使用料の款中「運動施設使用料」を「運動施設」に改め、同部(2)研修室使用料の款中「研修室使用料」を「研修室」に改め、同部(3)附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」と、

「 | 使 用 料 |」を

「 | 基 準 額 |」に改め、同部備考第三項中「から第6項まで」を「及び第5項」と、「使用料は」を「利用料金の基準額は」と、「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同部備考第四項及び第五項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、同部備考第六項を削り、同表5栃木県立県北体育館使用料の部中「栃木県立県北

体育館使用料」を「栃木県立県北体育館の利用料金の基準額」に改め、回部①運動施設返戻料の款中「運動施設使用料」を「運動施設」に改め、回部②研修室使用料の款中「研修室使用料」を「研修室」に改め、回部③附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」と、「| 使 用 料 |」を「| 基 準 額 |」に改め、回部備考第三項中「から第6項まで」を「及び第5項」に、「使用料は」を「利用料金の基準額は」に、「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、回部備考第四項及び第五項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、回部備考第六項を削り、回表6栃木県立温水プール館使用料の部中「栃木県立温水プール館使用料」を「栃木県立温水プール館の利用料金の基準額」に改め、回部①プール使用料の款を次のように改める。

(1) プール

ア 普通利用の場合

	利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
利用者		
高校生等以下(1人1回につき)		300円
その他の者(1人1回につき)		600円

イ 専用利用の場合

		午前 9 時から午後 9 時まで (1時間につき)	
		全 コ ー ス	1 コ ー ス
50メートルプール	入場料を徴収しない場合	20,000円	4,000円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額に5を乗じて得た額	
25メートルプール	入場料を徴収しない場合	10,000円	2,000円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の基準額に5を乗じて得た額	

別表6栃木県立温水プール館使用料の部②会議室使用料の款中「会議室使用料」を「会議室」に改め、回部③附属設備及び器具使用料の款中「附属設備及び器具使用料」を「附属設備及び器具」と、「| 使 用 料 |」を「| 基 準 額 |」に改め、回部備考第三項を削り、回部備考第四項中「使用料は」を「利用料金の基準額は」に、「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、回項を回部備考第三項とし、回部備考第五項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、回項を回部備考第四項とし、回部備考第六項中「使用料」を「利用料金の基準額」に改め、回項を回部備考第五項とし、回部備考第七項を削り、回表7栃木県体育館分館使用料の部中「栃木県体育館分館使用料」を「栃木県体育館分館の利用料金の基準額」に改め、

同部備考第三項中「使用率は」を「利用料金の基準額は」に、「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同部備考第四項中「使用率」を「利用料金の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十五号

北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部を改正する条例

北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例(昭和五十三年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「基本料金及び」及び「の合計額」を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項の使用料金は、一月の実供給水量に一立方メートル当たり八十一円七十銭を乗じて得た額とする。ただし、一年間の実供給水量が、管理者の権限を行う知事が承認した一年間当たりの供給水量(以下「年間供給水量」という。)に満たない場合における当該一年間の最終月の使用料金は、当該月の実供給水量に年間供給水量から当該一年間の実供給水量を減じて得た水量を加えて得た水量に一立方メートル当たり八十一円七十銭を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(企業局)

栃木県交通安全教育センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十六号

栃木県交通安全教育センター設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県交通安全教育センター設置、管理及び使用料条例(平成七年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例

第四条から第八条までを次のように改める。

(利用料金)

第四条 コースを利用しようとする者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

（利用料金の免除等）

第五条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

第六条から第八条まで 削除

別表中「海田料（）」を「駐車料（）」に改め、同表備考1中「海田料」を「利用料金の基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（警察本部運転免許管理課）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十七号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改める。

第十一条の二第二項中「地域手当は、」の下に「栃木県の区域に在勤する職員及び」を加え、「。当該地域」を「。当該栃木県の区域又は地域」に、「が当該地域」を「が当該栃木県の区域又は地域」に改め、同条第二項中「区域内にあつては百分の四・五」を「区域にあつては百分の二・五」に、「百分の十八を超えない範囲内でそれぞれ人事委員会規則で」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

第十一条の二に次の一項を加える。

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第十一条の四第一項中「第十一条の二第二項」を「栃木県の区域若しくは第十一条の二第一項」に、「事務所に在勤する」を「事務所（以下この項において「支給地域等」という。）に在勤する」に、「同条第二項の人事委員会規則で」を「同条第二項に」に、「同条第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所」を「支給地域等」に改め、同条第二項中「第十一条の二第二項の人事委員会規則で定める割合のうち最高のもの」を「第十一条の二第二項第一号の一級地」に改める。

第十三条の二第三項中「特地事務所が」の下に「栃木県の区域又は」を加える。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第3

片 道 の 通 勤 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,150円
8	10	2,650
10	12	1,740
12	14	3,240
14	16	2,340
16	18	3,840
18	20	5,340
20	22	4,440
22	24	5,940
24	26	5,040
26	28	6,540
28	30	8,040
30	32	7,140
32	34	8,640
34	36	7,730
36	38	9,230
38	40	10,730
40	42	9,830
42	44	11,330
44	46	11,930

46	48	13,430
48	50	14,930
50	52	15,530
52	54	17,030
54	56	17,630
56	58	19,120
58	60	20,620
60	62	21,220
62	64	22,720
64	66	24,220
66	68	25,720
68	70	27,220
70	72	28,720
72	74	30,220
74	76	31,720
76	78	33,220
78	80	34,710
80		36,210

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第三

片 道 の 通 勤 距 離		加 算 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	380円
8	10	1,660
10	12	540
12	14	1,820
14	16	710
16	18	1,990
18	20	3,270
20	22	2,150
22	24	3,430
24	26	2,310
26	28	3,590
28	30	4,870
30	32	3,750

32	34	5,030
34	36	3,910
36	38	5,190
38	40	6,470
40	42	5,350
42	44	6,630
44	46	7,020
46	48	8,300
48	50	9,580
50	52	9,960
52	54	11,240
54	56	11,620
56	58	12,900
58	60	14,180
60	62	14,560
62	64	15,840
64	66	17,120
66	68	18,400
68	70	19,680
70	72	20,960
72	74	22,250
74	76	23,530
76	78	24,810
78	80	26,090
80		27,370

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、次項並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の昭和四十一年改正条例」という。）附則別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
(平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当に関する特例)
- 3 平成二十二年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	百分の二・五	百分の二・一
第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第二項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(地域手当に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第十一条の四の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与条例第十一条の二の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「同条第二項に定める割合をい」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十年栃木県条例第六十七号）第一条の規定による改正前の第十一条の二第二項の人事委員会規則で定める割合をい」とする。

(給与の内払)

5 改正後の昭和四十一年改正条例の規定を適用する場合においては、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の昭和四十一年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十八号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和三十六年栃木県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「次条」を「第十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 職員がその住所又は居所から直ちに旅行する場合において、住所又は居所から目的地に至る旅費額が在勤庁から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤庁から目的地に至る旅費を支給する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(住所等から目的地に至る旅費額)

第二十七条の二 住所又は居所から目的地に至る旅費額の計算については、第十五条第三項中「在勤庁」とあるのは「住所又は居所」と、第二十六条の見出し中「在勤地内旅行」とあるのは「居住地域内旅行」と、同条中「在勤地」とあるのは「居住地域（住所又は居所が、栃木県内に存する場合にあつては住所又は居所から八キロメートル以内の地域を、都の特別区に存する場合にあつては特別区の存する全地域を、その他の地域に存する場合にあつては市町村の存する地域をいう。以下同じ。）」と、同条ただし書中「在勤庁」とあるのは「住所又は居所」と、前条（見出しを含む。）中「在勤地」とあるのは「居住地域」と、同条第一号中「在勤庁」とあるのは「住所又は居所」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(人事課)